

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金

交付申請を行う際に提出する書類の記入例

記入例を解説する当たって、次の事例をサンプルとします。

(交付申請 4/22、交付決定 4/30、変更承認申請 1/10、変更承認通知 1/21、実績報告 2/28)

- 「可視化サービスの新規導入・利用」と「脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援」の両方に申請する。

- 導入予定の可視化サービスの概要は次のとおり。
 - ・ 名称とプラン ●●●●スタンダードプラン
 - ・ 月額利用料 8,800円(税抜き8,000円)
 - ・ 支払方法 月末締め翌月末払い
 - ・ 利用開始予定日 令和6年5月1日から(最初の支払発生は6月末)

- 常勤役員1名と従業員1名に脱炭素アドバイザー資格を取得してもらい、取得に当たって必要な受験料、登録料、受講料を会社が負担して支払う。

- 常勤役員が取得を予定している脱炭素アドバイザー資格の概要は次のとおり。
 - ・ 資格の名称及び認定レベル ■■アドバイザー資格3級(認定レベル:ベーシック)
 - ・ 受験料 11,000円(税抜き10,000円)
 - ・ 登録料 8,800円(税抜き8,000円)
 - ・ 受講料(受講推奨) 13,200円(税抜き12,000円)
 - ・ 教材料(購入推奨) なし
 - ・ 取得経費の合計 33,000円(税抜き30,000円)
 - ・ 受験予定時期 12月(同月に受講料と受験料の支払いが発生予定)
 - ・ 合否発表 1月末(翌2月に登録料の支払いが発生予定)

- 従業員が取得を予定している脱炭素アドバイザー資格の概要は次のとおり。
 - ・ 資格の名称及び認定レベル ▲▲検定ベーシック(認定レベル:ベーシック)
 - ・ 受験料 5,500円(税抜き5,000円)
 - ・ 登録料 なし
 - ・ 受講料 なし
 - ・ 教材料 なし
 - ・ 取得経費の合計 5,500円(税抜き5,000円)
 - ・ 受験予定時期・合格発表 10月(翌11月に受験料の支払いが発生予定)

- 取得支援を行った従業員が都合により12月末で退職

補助金等交付申請書

令和6年4月22日

(あて先)秋田県知事 あて

住所 秋田県秋田市山王四丁目 1-1

氏名 株式会社あきた温暖化対策
代表取締役 秋田 県太郎

代表者印の押印は
不要です。

令和6年度において次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称 **我が社の脱炭素経営促進事業費補助金**
- 2 補助事業等の種類 **可視化サービスの新規導入・利用
脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援**
- 3 補助金等申請額 77,000 円
- 4 補助事業等の実施期間 **交付決定日 ~ 令和7年2月28日**
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
総務部 羽後 国美
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)
018-XXX-XXXX ・ XXXX@pref.akita.lg.jp

どちらか一方だけに取り
組む場合は、実施する取
組だけ記入します。

- 注 (1) 1及び2は、要綱別表第1に掲げる事項と同一のものであること。
(2) 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

実施要領様式第1号
(事業実施計画承認等申請書)

令和 6 年 4 月 22 日

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金

事業実施計画承認等申請書

秋田県知事 へ

(申請書)

事業者名 株式会社あきた温暖化対策
代表者職氏名 代表取締役 秋田 県太郎

代表者印の押印は
不要です。

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金実施要領の規定により、次のとおり申請します。

交付申請のチェックボックス
を選択してください。

- 交付申請(実施要領第6条)
- 変更承認申請(実施要領第8条)
- 実績報告(実施要領第9条)

申請担当者

担当者の氏名	
担当者の所属部署等	
担当者の電話番号	
担当者のメールアドレス	

交付要綱様式第1号(補助金等交付申請書)と同じ場合は省略可

※交付要綱様式第1号の5、交付要綱様式第4号の6、交付要綱様式第10号の9に記入した担当者と同じ場合は省略可能です。

1 事業実施計画

実施する事業の内容(次の(1)から(4)まで)を記入して
(なお、変更申請及び実績報告の場合は、変更又は実績
内容と比較できるように記入してください。)

この事例では、可視化サービスの使用料と資格
合格時の登録料の支払いが2月に予定されるこ
とから、2月末を終期に設定。

(1) 補助事業を実施する期間	交付決定日 から 令和7年 2月 28日 ()
(2) 実施する事業の内容 実施する事業メニューのチェックボックスを選択の上、内容を記入してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> ①可視化サービスの新規導入・利用	
A 可視化サービスと利用するプランの 名称	●●●●スタンダードプラン ()
B 事業費①(消費税及び地方消費税を含む) 《算定式》税込みの月額使用料×補助 事業を実施する期間内の利用月数	79,200円 ()
C 補助金交付申請額①(千円未満切り捨て) 《算定式》	60,000円 ()
a. 事業費①の税抜き金額が6万円未満 → 事業費①の税抜き金額の全額	
b. 事業費①の税抜き金額が6万円以上 → 6万円〔上限額〕	
<input checked="" type="checkbox"/> ②脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援	
A 支援対象とする脱炭素アドバイザー 資格の名称及び認定レベル	■■アドバイザー資格3級(認定レベル:ベーシック)、 ▲▲検定ベーシック(認定レベル:ベーシック) ()
B 支援対象とする従業員等の人数 ※補助金を申請できるのは最大2名分まで	2人 ()
C 支援(負担)する取得経費 ※受講料と教材料は、資格の受験又は登録に 関し、実施機関が推奨するものに限ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 受験料 <input checked="" type="checkbox"/> 登録料 <input checked="" type="checkbox"/> 受講料※ <input type="checkbox"/> 教材料※
D 事業費②(消費税及び地方消費税を含む) 《算定式》負担する取得経費の積上げ	38,500円 ()
補助金交付申請額②(千円未満切り捨て) 《算定式》事業費②の税抜き金額×1/2 ※ただし、2万円を上限額とする。	17,000円 ()
(3) 総事業費 (事業費①と②の合計)	117,700円 ()
(4) 補助交付申請額の総額 (補助金交付申請額①と②の合計)	77,000円 ()

実施する事業の
チェックボックスを
選択

実施する事業の
チェックボックスを
選択

人数を記入

補助対象となる資格と認定レベルは、環境省の
特設ページで確認できます。
https://policies.env.go.jp/policy/decarbonization_advisor/

負担を予定している経費を選択

2人の取得経費の合計
33,000円 + 5,500円 = 38,500円
※事業費は税込みで計算

(1) 30,000円 + 5,000円 = 35,000円
(2) 35,000円 × 1/2 = 17,000円
※補助金は税抜き・千円未満切り捨てで計算

事業費①79,200円 + 事業費②38,500円

申請額①60,000円 + 申請額②17,000円

2 収支計画(兼収支決算)

- ① 交付申請の場合、収入と支出の予算額を記入ください。
 ② 変更承認申請の場合、決定を受けた予算額の下に()額で変更後の金額を記入ください。
 ③ 実績報告の場合、決定を受けた予算額と決算額を記入ください。

【収入の部】

(単位:円)

区分	予算額 (変更後の額)	決算額	差引増減額		摘要
			増	減	
県補助金	77,000 ()				1事業実施計画の(4)「補助交付申請額の総額」と一致
自己資金	40,700 ()				1事業実施計画の(3)「総事業費」と(4)「補助交付申請額の総額」の差額を記入 $117,700 - 77,000 = 40,700$
借入金	()				
その他収入	()				
	()				
合計	117,700				1事業実施計画の(3)「総事業費」と一致

【支出の部】

(単位:円)

区分	予算額 (変更後の額)	決算額	差引増減額		摘要
			増	減	
可視化サービスの 使用料	79,200 ()				1事業実施計画の(2)の「事業費①」と一致
受験料	16,500 ()				1事業実施計画の(2)の「事業費②」の内訳を 区分毎に記入 受験料:11,000円+5,500円=16,500円 登録料:8,800円 受講料:13,200円
登録料	8,800 ()				
講座又はセミナー 受講料	13,200 ()				
テキスト等購入費	()				
					1事業実施計画の(3)「総事業費」と一致
合計	117,700				かつ、収入の部の合計と一致

※交付申請と変更承認申請の
実績報告の場合は、領収書

この事例では、導入予定の可視化サービスの見積書の写しを添付します。
 また、取得予定資格の受験料や受講料がウェブサイトなどで公表されていない場合は、受験時期や料金が確認できるパンフレット等を添付します。

3 脱炭素経営への転換に向けた課題と事業実施により期待する効果

自社の事業活動の脱炭素化に向けた現段階での取組スケジュールと取組を進めていく上での不安や課題、本事業(可視化サービスの活用、脱炭素アドバイザー資格取得者の確保)の実施により期待する効果等を記入してください。

なお、別紙として説明資料を添付する場合は、ここへの記入は不要です。

2050年度までの自社の事業活動の二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成するため、今年度よりCO2排出量の現状把握をはじめることとした。

今年度と次年度で、通年での二酸化炭素排出状況を確認し、再来年度を目処に削減計画を立て、削減に向けて更新する設備などを検討していきたいと考えている。

ただし、現在、脱炭素経営に必要な知識を持った社員がいないため、今回の事業を通じて今後の脱炭素化の取組を支える社員を育て、再来年度に予定している削減計画の策定では中心的な役割を担ってくれることを期待している。

すでに、今後の自社の事業活動の脱炭素化に向けたロードマップや削減計画等を策定している場合は、そちらを添付して、こちらへは「別紙のとおり」と記入するだけでも構いません。

4 交付申請に当たっての誓約事項

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金の交付申請を行うに当たり、次の(1)と(2)を確認の上、相違ないことを誓約してください(下記のチェックボックスを選択してください。)

(1) 次のいずれにも該当しません。

ア 大企業(中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者以外のもの。)又は次の①から③に該当する者

① 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。

② 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。

イ 暴力団(秋田県暴力団排除条例(平成23年3月14日秋田県条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 国税及び地方税に未納がある者

ク 破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申し立て中である者

ケ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う者

コ 政治活動及び宗教活動を行う者

(2) 申請内容は、交付要綱の規定に基づき、事実に相違なく、虚偽が判明した場合には補助金の返還等に応じます。また、必要な場合は申請内容の照会について同意するとともに、審査に必要な指示に従います。



上記(1)と(2)のとおり相違ありません。

誓約事項を確認の上、必ずチェックしてください。